



発行 新潟県

第 15 号

平成25年2月22日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 221 廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定（廃棄物対策課）
- 222 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 223 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の廃止届（障害福祉課）
- 224 かご漁業の許可又は起業の認可の申請期間（水産課）
- 225 かご漁業の許可又は起業の認可をする船舶のトン数階層別の隻数の最高限度（水産課）
- 226 かご漁業の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度（水産課）
- 227 かご漁業の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度（水産課）
- 228 土地改良区役員の住所の変更届（農地計画課）
- 229 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 230 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 231 換地処分届の届出（農地整備課）
- 232 公共測量の終了通知（監理課）
- 233 公共測量の終了通知（監理課）
- 234 公共測量の実施通知（監理課）
- 235 公共測量の終了通知（監理課）
- 236 公共測量の終了通知（監理課）
- 237 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 238 道路の区域変更（道路管理課）
- 239 道路の区域変更（道路管理課）
- 240 道路の供用開始（道路管理課）
- 241 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 242 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 243 都市計画事業の認可（都市政策課）

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

選挙管理委員会告示

- 8 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）

監査委員公表

- 監査の結果に基づく措置状況（監査委員事務局）



◎新潟県告示第221号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下に

ある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

平成25年2月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

地域区域	埋立地の区分
上越市吉川区片田字上川原881番3の一部、上越市吉川区片田字向川原1304番3の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号

◎新潟県告示第222号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年2月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
居宅介護	ヘルパーステーション せきかわ	岩船郡関川村大字湯沢 1826番地2	社会福祉法人 愛宕福祉会	平成25年2月1日
重度訪問介護	ヘルパーステーション せきかわ	岩船郡関川村大字湯沢 1826番地2	社会福祉法人 愛宕福祉会	平成25年2月1日

◎新潟県告示第223号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成25年2月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
居宅介護	株式会社クリーンセキュリティー	十日町市本町3丁目プラザコア3F	株式会社クリーンセキュリティー	平成25年2月7日
重度訪問介護	株式会社クリーンセキュリティー	十日町市本町3丁目プラザコア3F	株式会社クリーンセキュリティー	平成25年2月7日

◎新潟県告示第224号

新潟県漁業調整規則(昭和39年新潟県規則第67号)第8条第2項及び第21条第3項の規定により、かご漁業の許可又は起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成25年2月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 漁業の名称 えびかご漁業、ばいかご漁業、ずわいがにかご漁業
- 2 申請期間 平成25年3月15日から平成25年4月3日まで

◎新潟県告示第225号

新潟県漁業調整規則(昭和39年新潟県規則第67号)第25条第1項の規定により、かご漁業(えびを目的とするものに限る。)の許可又は起業の認可をする船舶のトン数階層別の隻数の最高限度を次のとおり定めた。

平成25年2月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

船舶階層区分	隻数
5トン未満	1隻
5トン以上10トン未満	2隻
10トン以上15トン未満	13隻
15トン以上20トン未満	6隻

計

22隻

◎新潟県告示第226号

新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第25条第1項の規定により、かご漁業（ばいを目的とするものに限る。）の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度を次のとおり定めた。

平成25年2月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

許可又は起業の認可をする船舶の隻数 17隻

◎新潟県告示第227号

新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第25条第1項の規定により、かご漁業（ずわいがにを目的とするものに限る。）の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度を次のとおり定めた。

平成25年2月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

許可又は起業の認可をする船舶の隻数 7隻

◎新潟県告示第228号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新潟市の西蒲原土地改良区から次のとおり役員の住所が変更した旨の届出があった。

平成25年2月22日

新潟県新潟地域振興局長

1 変更前

理事 新潟市西蒲区和納3650番地 佐藤 長作

2 変更後

理事 新潟市西蒲区和納1丁目21番31号 佐藤 長作

◎新潟県告示第229号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、平成25年2月25日から平成25年3月25日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年2月22日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
上越市 朝日池土地改良区	朝日池	維持管理 事業	変更	土地改良事業 変更計画書の 写し 定款の写し	上越市役所、上越市 大潟区総合事務所 及び上越市吉川区 総合事務所	第48条

1 この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。

2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第230号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営城之入川地区区画整理（経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年2月22日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成25年2月25日から平成25年3月25日まで

3 縦覧に供する場所

南魚沼市役所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第231号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、越後ながおか農業協同組合から区画整理（基盤整備促進）事業宮本広沢地区に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成25年2月22日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第232号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、海老ヶ瀬土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年2月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（海老ヶ瀬土地区画整理事業）
- 2 作業期間 平成24年8月1日から平成25年1月29日まで
- 3 作業地域 新潟市東区海老ヶ瀬 地域

◎新潟県告示第233号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年2月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査）
- 2 作業期間 平成24年8月1日から平成25年2月1日まで
- 3 作業地域 新潟市内

◎新潟県告示第234号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年2月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（街区多角点No.10B60の復旧）
- 2 作業期間 平成25年2月25日から平成25年3月11日まで
- 3 作業地域 新潟市東区大形本町5丁目地内

◎新潟県告示第235号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（十日町地域振興局）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年2月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備津南地区（太田新田換地区）確定測量）

- 2 作業期間 平成23年9月21日から平成24年1月20日まで
- 3 作業地域 中魚沼郡津南町大字秋成ほか 地内

◎新潟県告示第236号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、太田新田猫屋敷地区共同施行代表から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年2月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（非補助区画整理事業太田新田猫屋敷地区共同施行確定測量）
- 2 作業期間 平成23年9月21日から平成24年1月20日まで
- 3 作業地域 中魚沼郡津南町大字秋成ほか 地内

◎新潟県告示第237号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成25年2月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 起業者の名称
妙高市
- 2 事業の種類
新井中央小学校区放課後児童クラブ整備事業
- 3 起業地

(1) 収用の部分
妙高市関川町2丁目地内

(2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

新井中央小学校区放課後児童クラブ整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第23号に該当し、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は本件事業に必要な予算について、本年度予算計上し、来年度以降も予算計上することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

妙高市が新井中央小学校区で開設している「わくわく放課後児童クラブ」は、小学校に隣接する公共施設の一室を使用しているが、核家族や共働きの世帯が多い地域であり、クラブを利用する児童も年々増加していることから、施設が手狭となっている。そのため、学習や遊びなどの集団活動に支障が生じているほか、児童の安全確保や保護者の駐車場不足等の課題を抱え、また、厚生労働省が児童クラブの基本的事項を定めた「放課後児童クラブガイドライン」の施設基準を満たさない状況となっている。

本件事業の実施により、厚生労働省が定めたガイドラインをもとに適切な施設環境が確保され、児童の安心で安全な環境の中での健全な集団生活及び児童クラブとしての適正な運営が可能となることで、これまで以上に児童の健全育成が図られるとともに、保護者の子育てと就労の両立支援においても地域住民の受ける利益は大きく、本件事業は公益に資するものであると考えられる。

本件事業は、区画形質を変更せずに施行し周囲に住宅なども少ないため、整備中の騒音はもとより、整備後についても施設の性質上悪臭や騒音等周辺環境へ影響を与える施設ではなく、得られる利益のマイナス要因はきわめて少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業地内は、文化財保護や鳥獣保護等、特別な措置を講ずべき地域の範囲に含まれていないことを妙高市で確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益はないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、児童の健全育成に適した環境で、児童の安全性、保護者の利便性及び冬期の除排雪機能が確保される場所3箇所を選定し比較検討した結果、地理的条件及び交通条件に恵まれ、現行施設や周辺の公共施設に近接している本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように、厚生労働省が定めた「放課後児童クラブガイドライン」の施設基準を満たさない状況となっているほか、保護者の駐車場不足もあり、それらに伴う事故等も心配されることから、保護者や関係団体から施設環境の早期改善を求める要望が寄せられている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

妙高市役所

◎新潟県告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市秋津字坊ノ前 337番1から	新	10.2～13.0メートル	146.6メートル
同市秋津字坊ノ前 379番2まで	旧	10.2～13.0メートル	146.6メートル

備考 路線の重用

全区間県道佐渡縦貫線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡縦貫線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

佐渡市秋津字坊ノ前 337 番 1 から	新	10.2～13.0メートル	146.6メートル
同市秋津字坊ノ前 379 番 2 まで	旧	10.2～13.0メートル	146.6メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道350号と重用

◎新潟県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 羽茂港村山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市羽茂本郷 1997 番から	新	8.5～34.2メートル	208.3メートル
同市羽茂本郷 2004 番 1 まで	旧	8.0～14.4メートル	202.9メートル

◎新潟県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 羽茂港村山線
- 2 供用開始の区間
佐渡市羽茂本郷 1997 番から同市羽茂本郷 2004 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月22日

◎新潟県告示第241号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年2月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
浅貝(1)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

浅貝(3)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(4)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(5)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(6)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(7)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(8)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(9)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(10)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(11)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(12)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(13)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(14)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(15)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(16)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(17)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(18)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二居峠(1)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
二居峠(2)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
地王堂川(1)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
地王堂川(2)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
地王堂川(3)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
地王堂川(4)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
松手山(6)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
松手山(2)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
ヤカイ沢地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流

河内沢地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
三国(12)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
三国(10)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
三国(9)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
三国(8)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
三国(7)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
三国(6)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
三国(5)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
村木沢(1)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
村木沢(2)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
三国(4)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
三国(2)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
三国(1)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
北ノイリ沢(1)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
北ノイリ沢(2)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
向山沢(1)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
向山沢(2)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
三国(13)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
つばくろ沢地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
筍山(1)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
筍山(2)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
三ノ沢地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
二ノ沢地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
カッサ川(1)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
カッサ川(2)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流

二居峠(3)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
松手山(1)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
三国(3)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
ガラソノ沢地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
元橋(2)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
元橋(1)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
松手山(8)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
松手山(7)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
松手山(5)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
松手山(4)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
松手山(3)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
火打(1)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
火打(2)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
赤沢地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
三国(11)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
九日町地区	南魚沼市九日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
美佐島地区	南魚沼市美佐島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堂沢川地区	南魚沼市美佐島	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柳沢地区	胎内市塩沢	次の図のとおり	土石流
蔵王川地区	胎内市蔵王	次の図のとおり	土石流
内山川地区	胎内市蔵王	次の図のとおり	土石流
養老沢地区	胎内市羽黒	次の図のとおり	土石流

金堀沢地区	胎内市羽黒	次の図のとおり	土石流
金堀西沢地区	胎内市羽黒	次の図のとおり	土石流
奥屋沢地区	胎内市羽黒	次の図のとおり	土石流
松沢地区	胎内市羽黒	次の図のとおり	土石流
羽黒沢川地区	胎内市羽黒	次の図のとおり	土石流
夏井沢地区	胎内市夏井	次の図のとおり	土石流
沢ノ入沢地区	胎内市夏井	次の図のとおり	土石流
屋敷添地区	胎内市夏井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夏井地区	胎内市夏井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夏井(1)地区	胎内市夏井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夏井(2)地区	胎内市夏井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
見城沢地区	新発田市上中山	次の図のとおり	土石流
木落川地区	新発田市上中山	次の図のとおり	土石流
堂の裏川地区	新発田市上中山	次の図のとおり	土石流
見城甲地区	新発田市上中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本村地区	新発田市上中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗ノ入沢地区	新発田市上中山	次の図のとおり	土石流
寺川地区	新発田市上中山	次の図のとおり	土石流
北増川沢地区	新発田市上中山	次の図のとおり	土石流
南本田沢地区	新発田市上中山	次の図のとおり	土石流
中本田沢地区	新発田市上中山	次の図のとおり	土石流
北本田沢地区	新発田市上中山	次の図のとおり	土石流
増川地区	新発田市上中山	次の図のとおり	土石流
増川-1地区	新発田市上中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
増川-2地区	新発田市上中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

中居地区	新発田市上中山	次の図のとおり	土石流
中居地区	新発田市上中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中居(2)地区	新発田市上中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中居(3)地区	新発田市上中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中居(2)地区	新発田市上中山	次の図のとおり	土石流
横山(1)地区	新発田市横山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横山(2)地区	新発田市横山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿ノ木沢地区	新発田市横山	次の図のとおり	土石流
柳沢地区	新発田市横山	次の図のとおり	土石流
伊勢沢地区	新発田市横山	次の図のとおり	土石流
穴沢地区	新発田市横山	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中条(1)地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中条地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北山(4)地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北山(5)地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北山(6)地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩菅谷地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	土石流
下の沢地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	土石流
南谷地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	土石流
大江谷地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	土石流
井沢川地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	土石流
堂の谷地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	土石流

田中(1)地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	土石流
田中(2)地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	土石流
大沢地区	糸魚川市大字大沢	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中野(1)地区	上越市大島区中野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中野(2)地区	上越市大島区中野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中野川地区	上越市大島区中野	次の図のとおり	土石流
中野地区	上越市大島区中野	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて縦覧に供する。)

5 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
渡沢町南地区	長岡市渡沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
渡沢町地区	長岡市渡沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
渡沢町(2)地区	長岡市渡沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
渡沢町(3)地区	長岡市渡沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
天神川地区	長岡市渡沢町	次の図のとおり	土石流
浄土川地区	長岡市渡沢町	次の図のとおり	土石流
長清水地区	長岡市渡沢町	次の図のとおり	地すべり
下居平地区	長岡市小国町七日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七日町(1)地区	長岡市小国町七日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七日町(2)地区	長岡市小国町七日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七日町(6)地区	長岡市小国町七日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下居平沢地区	長岡市小国町七日町	次の図のとおり	土石流

土橋地区	長岡市小国町七日町	次の図のとおり	土石流
土橋地区	長岡市小国町七日町	次の図のとおり	地すべり
上居平地区	長岡市小国町七日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七日町地区	長岡市小国町七日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七日町(3)地区	長岡市小国町七日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七日町(4)地区	長岡市小国町七日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七日町(5)地区	長岡市小国町七日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
妙見町(1)地区	長岡市妙見町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
妙見町(2)地区	長岡市妙見町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
妙見(2)地区	長岡市妙見町	次の図のとおり	土石流
妙見(3)地区	長岡市妙見町	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

6 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
馬場地区	三条市馬場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬場(2)地区	三条市馬場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七曲沢地区	三条市馬場	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

7 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大角間(2)地区	柏崎市大字東長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大角間(3)地区	柏崎市大字東長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大角間(4)地区	柏崎市大字東長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大角間(5)地区	柏崎市大字東長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大角間(6)地区	柏崎市大字東長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

大角間(7)地区	柏崎市大字東長鳥	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大角間(8)地区	柏崎市大字東長鳥	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入田沢(1)地区	柏崎市大字東長鳥	次の図のとおり	土石流
入田沢(2)地区	柏崎市大字東長鳥	次の図のとおり	土石流
大角間地区	柏崎市大字東長鳥	次の図のとおり	土石流
松葉沢地区	柏崎市大字東長鳥	次の図のとおり	土石流
大角間(2)地区	柏崎市大字東長鳥	次の図のとおり	土石流
大角間(3)地区	柏崎市大字東長鳥	次の図のとおり	土石流
大角間(4)地区	柏崎市大字東長鳥	次の図のとおり	土石流
大角間(5)地区	柏崎市大字東長鳥	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第242号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年2月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
浅貝(1)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(3)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(4)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(5)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(6)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(7)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(8)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(9)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

浅貝(10)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(11)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(12)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(13)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(14)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(15)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(16)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(17)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅貝(18)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
地王堂川(1)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
地王堂川(3)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
地王堂川(4)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
松手山(6)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
松手山(2)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
ヤカイ沢地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
河内沢地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
三国(12)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
三国(10)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
三国(8)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
三国(5)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
村木沢(1)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
北ノイリ沢(1)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
北ノイリ沢(2)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
三国(13)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
つばくろ沢地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流

三ノ沢地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
二ノ沢地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
カッサ川(1)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
ガラソノ沢地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
元橋(2)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
松手山(8)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
松手山(7)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
松手山(5)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
松手山(4)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
松手山(3)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
火打(2)地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
赤沢地区	南魚沼郡湯沢町三国	次の図のとおり	土石流
九日町地区	南魚沼市九日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
美佐島地区	南魚沼市美佐島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堂沢川地区	南魚沼市美佐島	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柳沢地区	胎内市塩沢	次の図のとおり	土石流
内山川地区	胎内市蔵王	次の図のとおり	土石流
養老沢地区	胎内市羽黒	次の図のとおり	土石流
金堀西沢地区	胎内市羽黒	次の図のとおり	土石流
奥屋沢地区	胎内市羽黒	次の図のとおり	土石流
夏井(1)地区	胎内市夏井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

夏井(2)地区	胎内市夏井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
見城沢地区	新発田市上中山	次の図のとおり	土石流
堂の裏川地区	新発田市上中山	次の図のとおり	土石流
見城甲地区	新発田市上中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本村地区	新発田市上中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗ノ入沢地区	新発田市上中山	次の図のとおり	土石流
寺川地区	新発田市上中山	次の図のとおり	土石流
北増川沢地区	新発田市上中山	次の図のとおり	土石流
増川-1地区	新発田市上中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
増川-2地区	新発田市上中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中居地区	新発田市上中山	次の図のとおり	土石流
中居地区	新発田市上中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中居(2)地区	新発田市上中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中居(3)地区	新発田市上中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横山(1)地区	新発田市横山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横山(2)地区	新発田市横山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿ノ木沢地区	新発田市横山	次の図のとおり	土石流
柳沢地区	新発田市横山	次の図のとおり	土石流
穴沢地区	新発田市横山	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中条(1)地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中条地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

北山(4)地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北山(5)地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北山(6)地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩菅谷地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	土石流
下の沢地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	土石流
南谷地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	土石流
井沢川地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	土石流
堂の谷地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	土石流
田中(1)地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中野(1)地区	上越市大島区中野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中野(2)地区	上越市大島区中野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中野川地区	上越市大島区中野	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて縦覧に供する。)

5 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
渡沢町南地区	長岡市渡沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
渡沢町地区	長岡市渡沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
渡沢町(2)地区	長岡市渡沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
渡沢町(3)地区	長岡市渡沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
天神川地区	長岡市渡沢町	次の図のとおり	土石流

下居平地区	長岡市小国町七日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七日町(1)地区	長岡市小国町七日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七日町(2)地区	長岡市小国町七日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七日町(6)地区	長岡市小国町七日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上居平地区	長岡市小国町七日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七日町地区	長岡市小国町七日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七日町(3)地区	長岡市小国町七日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七日町(4)地区	長岡市小国町七日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七日町(5)地区	長岡市小国町七日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
妙見町(1)地区	長岡市妙見町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
妙見町(2)地区	長岡市妙見町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
妙見(3)地区	長岡市妙見町	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

6 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
馬場地区	三条市馬場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬場(2)地区	三条市馬場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

7 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大角間(2)地区	柏崎市大字東長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大角間(3)地区	柏崎市大字東長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大角間(4)地区	柏崎市大字東長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

大角間(5)地区	柏崎市大字東長鳥	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大角間(7)地区	柏崎市大字東長鳥	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大角間(8)地区	柏崎市大字東長鳥	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第243号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可した。

平成25年2月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・542号駅南線
- 3 事業施行期間
平成21年4月7日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成25年2月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成25年2月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人新潟ライト
- 3 代表者の氏名
石塚 久雄
- 4 主たる事務所の所在地
阿賀野市天神堂 564 番地 3
- 5 定款に記載された目的
この法人は、阿賀野市近隣における地域の環境保全及びCO₂削減のための電気自動車の普及促進に係る事業ならびに自然、動物と親しむ事業を行い、もって人と自然との豊かな共存に寄与すること及び子供達の心の成長に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 環境の保全を図る活動
 - (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(3) 子供の健全育成を図る活動

特定非営利活動法人の設立の認証申請について(公告)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年2月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 申請のあった年月日

平成25年2月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人高田瞽女の文化を保存・発信する会

3 代表者の氏名

市川 信夫

4 主たる事務所の所在地

上越市本町7丁目3番22号 きものの小川内

5 定款に記載された目的

この法人は、斎藤真一画伯の上越市への寄贈作品ならびに高田瞽女の研究資料の常設展示にむけた活動を行い、高田瞽女の文化を保存・発信すること、またそれを通して上越地域のまちづくりに寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年2月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 新発田東ショッピングセンター

所在地 新発田市東新町4丁目3964外

設置者 株式会社ウオロク

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(大規模小売店舗において小売業を行う者の変更)に関する届出

公告日 平成24年10月5日

3 意見の概要

(1) 新発田市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成25年2月22日から平成25年3月22日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年2月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 長岡寺島ショッピングセンターB街区
所在地 長岡市寺島町字新助187番1外
設置者 株式会社コメリ
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更）に関する届出
公告日 平成24年10月5日
- 3 意見の概要
 - (1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間
平成25年2月22日から平成25年3月22日まで

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年2月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調達件名及び数量
誘導結合プラズマ質量分析装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成24年12月14日
- 6 落札者の氏名及び住所
寺井科学器械株式会社
新潟県新潟市中央区東中通1番町186番地1
- 7 落札価格
18,322,500円
- 8 入札公告日
平成24年10月26日
- 9 落札方式
最低価格

選挙管理委員会告示

新潟県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成24年11月22日付け新潟県選挙管理委員会告示第100号の一部を次のとおり改める。

平成25年2月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成25年1月23日

政治団体の名称 さかた光子後援会

(報告年月日平成24年3月30日)中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
2 支出総額	915,773 円	858,710 円
5 支出の内訳		
經常経費	915,773 円	858,710 円
備品・消耗品費	131,096 円	74,033 円
合 計	915,773 円	858,710 円

監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況について

普通会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事、新潟県教育委員会及び新潟県公安委員会から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定によりその内容を公表する。

平成25年2月22日

新潟県監査委員 山 田 修

新潟県監査委員 西 川 洋 吉

新潟県監査委員 大 淵 健

新潟県監査委員 石 上 和 男

監査の種別	平成22年度会計 定期 監 査	
部局名	監査の結果	措置の内容
農林水産部	<p>平成18年度から22年度までの間において、61件の施設整備修理費等の支払事務を怠り、4,526,815円の未払と224,900円の支払遅延利息を生じさせたものがあつた。</p> <p>予算の執行管理体制を強化するとともに、再発防止に万全を期されたい。</p> <p>【農業総合研究所園芸研究センター】</p>	<p>4,526,815円の未払金と224,900円の支払遅延利息については、平成23年4月11日に支払いを終えました。</p> <p>職員に対し法令及び財務規則等の遵守を徹底するとともに、チェック体制を強化し、予算の適正な執行に努めてまいります。</p>
公安委員会	<p>職員が平成22年12月9日公用車を運転中ハンドル操作を誤って車庫に衝突し、相手方に630,000円の損害賠償と公用車を廃棄処分したものがあつたほか、公務中における職員の交通事故が2件あり、公用車の修理費として111,385円支出したものがあつた。</p> <p>県民の交通事故防止を担う警察として職員の安全運転の徹底に努められたい。</p> <p>【十日町警察署】</p>	<p>警察本部においては、公務中の交通事故を防止するため、県下警察署長会議等において交通事故防止の指示を行い、職員に対しては、朝礼等で公用車の適正管理と安全運転の励行、交通事故防止の注意喚起など指導教養を実施し、安全運転意識の醸成に努めました。</p> <p>また、実車指導を取り入れた「交通事故再発防止特別研修」や運転技能指導官による「運転技能実技及び交通事故防止教養」の実施など、運転技術の向上を図っているところであり、引き続き職員の安全運転の徹底に努めてまいります。</p>

監査の種別	平成23年度会計 定期 監 査	
部局名	監査の結果	措置の内容
福祉保健部	<p>住宅新築資金等貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分285件12,177,894円が未納となっていた。</p> <p>件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>【福祉保健課】</p>	<p>県の債権総額14,180,159円について分割納入方式により償還することとしておりますが、平成24年11月30日までの納入額は、13件516,595円となっております。</p> <p>今後も市町村と連携を図り、債務者に加え、保証人等にも連絡をとりながら、債権の回収を図ってまいります。</p>
	<p>母子寡婦福祉資金貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分18,983件114,585,797円が未納となっていた。</p> <p>未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>【児童家庭課】</p>	<p>地域振興局健康福祉（環境）部を通じた償還指導により、納入の促進を図った結果、平成24年11月30日までの納入額は、987件5,834,399円となっております。</p> <p>今後も未納者の状況把握に努め、個々の状況に応じた早期の償還指導を行うことにより、未納額の早期収納に努めてまいります。</p>
	<p>児童扶養手当返納金収入について、決算日現在、過年度調定分362件8,387,960円が未納となっていた。</p> <p>件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>【児童家庭課】</p>	<p>本庁及び地域振興局健康福祉（環境）部において償還指導を実施しておりますが、平成24年11月30日までの納入額は、30件135,700円となっております。</p> <p>今後も市町村と連携を図り、個々の状況に応じた償還指導により未納額の早期収納に努めてまいります。</p>

	<p>コロニーにいがた白岩の里使用料について、平成23年12月31日現在、過年度調定分108件3,199,278円が未納となっていた。</p> <p>金額が増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【コロニーにいがた白岩の里】</p>	<p>各部利用者の担当者及び市町村担当者と連携し、毎月の督促を原則とし、個別の状況に応じた未収金の解消を図っております。</p> <p>平成24年11月30日現在、平成23年度過年度調定未納額</p> <p style="text-align: right;">52件 1,839,957円</p> <p>(監査基準日以降収納済額</p> <p style="text-align: right;">56件 1,359,321円)</p>
<p>産業労働観光部</p>	<p>設備合理化資金貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分39件16,570,148円が未納となっていた。</p> <p>未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【商業振興課】</p>	<p>債務者や連帯保証人に対して督促を行っており、平成24年11月30日までに2件85,000円が納入済みです。</p> <p>今後、債務者等の状況に応じた計画返済など債務者等と十分協議を行い、未納額の圧縮に努めてまいります。</p>
	<p>中小企業支援資金貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分110件928,954,998円が未納となっていた。</p> <p>金額が増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【商業振興課】</p>	<p>未納額が多額となっている債務者については、計画的な償還を指導するなど、償還能力に応じた債権回収に努めており、平成24年11月30日までに18件4,363,000円が納入済みです。</p> <p>今後とも、債務者等と十分協議を行い、未納額の圧縮に努めてまいります。</p>
	<p>財団法人新潟県雇用環境整備財団出捐金の処分について、財産台帳への登録手続きが未了であった。</p> <p>公有財産事務取扱規則に基づいた事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: center;">【労政雇用課】</p>	<p>当財団出捐金の処分についての財産台帳への登録は平成24年7月24日に完了しました。</p> <p>今後は公有財産事務取扱規則に基づく適正な事務手続を徹底してまいります。</p>
	<p>100万円を超える建物修繕工事について、契約書が作成されていなかった。契約締結にあたり、予定価格書の作成と物品等指名審査会の開催がなかった。また、支出負担行為決議書で処理すべきところ支出負担行為兼支出命令決議書で処理していたほか、財務規則に基づく工事関係の手続がされていなかった。</p> <p>財務規則等に基づいた事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: center;">【労政雇用課】</p>	<p>「随意契約における業者選定の取扱いについて(平成13年7月5日付け出納局長通知)」に基づいた業者選定及び予定価格書・支出負担行為決議書作成における事務処理について課員に周知したところです。</p> <p>今後は財務規則に基づく適正な事務手続を徹底してまいります。</p>
<p>農林水産部</p>	<p>林業改善資金貸付事業収入について、決算日現在、過年度調定分46件58,426,042円が未納となっていた。</p> <p>件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【経営普及課】</p>	<p>債務者や連帯保証人に対して督促を行うとともに、償還能力に応じた計画的な分割納入を指導するなど、債権回収に努めており、平成24年12月末までに504,000円が納入済みです。</p> <p>今後とも、債務者等と十分協議を行うとともに、全庁で運用を予定している権利放棄の基準に該当する案件があるか判断しながら、収納促進に努めてまいります。</p>

	<p>農林水産費貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分9件14,103,041円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【経営普及課】</p>	<p>債務者や連帯保証人に対して督促を行うとともに、償還能力に応じた計画的な分割納入を指導するなど、債権回収に努めており、平成24年12月末までに385,500円が納入済みです。 今後とも、債務者等と十分協議を行うとともに、全庁で運用を予定している権利放棄の基準に該当する案件があるか判断しながら、収納促進に努めてまいります。</p>
<p>土木部</p>	<p>新潟県住宅供給公社が管理を行っている県営住宅の使用料について、決算日現在、過年度調定分1,049件22,416,167円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【都市局建築住宅課】</p>	<p>過年度調定分の県営住宅の使用料については、滞納整理に努めた結果、平成23年度決算日から平成24年12月末までの間に114件2,330,144円の納入があり、併せて78件1,817,249円の不納欠損処分をおこなった結果、未納分は857件18,268,774円となりました。 今後も滞納の未然防止に力を入れるとともに、臨戸訪問等による滞納者への納入指導を一層強化するなど、未納額の早期回収に努めてまいります。</p>
<p>村上地域振興局</p>	<p>職員が公用車を運転中、前方不注意のため歩道境界ブロックに乗り上げ、車両下部等を損傷し、公用車を廃棄処分したほか、視線誘導標2本を損傷し、修理費として60,900円支出したものがあつた。 安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【農林振興部】</p>	<p>交通安全講習会へ職員を積極的に参加させるとともに、安全運転をテーマにしたメールの配信及び執務室・公用車内へ啓発ポスターの掲示を行うなど、事故防止についての注意喚起を図り、再発防止に努めました。</p>
<p>三条地域振興局</p>	<p>う蝕予防事業補助金について、支出負担行為の決定をせず補助金交付決定していた。 財務規則に基づいた事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">【健康福祉環境部】</p> <p>生活保護費徴収金収入（生活保護法第78条）について、平成23年11月30日現在、過年度調定分112件10,184,940円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【健康福祉環境部】</p>	<p>職員に対し、法令及び財務規則等の遵守を徹底し、予算の適正な執行に努めてまいります。</p> <p>履行延期により継続的に返納を行っている者もいますが、今後とも家庭訪問、電話及び文書の送付により未納者に対して継続して指導を行います。 また、保護費支給時や年金支給日などの収入があつた際に集中して返納指導を行うことや、未申告の収入が疑われるケースについては預金調査を随時実施することにより継続的な返納の確保と新たな債権の発生防止に取り組んでまいります。 本年度は上記の取組に加えて、債権の発生防止のため、保護継続中の世帯に対し収入申告義務について周知を徹底し、稼働年齢層のいる世帯からは毎月収入を申告させることを各担当者に指示しております。 なお、指摘のありました事項における平成24年11月30日現在の納入額は、3件64,000円です。</p>

<p>長岡地域振興局</p>	<p>門扉及びフェンスについて、財産台帳への登載手続が未了であった。 公有財産事務取扱規則に基づいた事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: center;">【健康福祉環境部】</p>	<p>主務課の児童家庭課経由で財産取得の協議を済ませ、平成24年7月11日付けで財産台帳への搭載手続を完了しました。 今後は公有財産事務取扱規則に基づき、適正な事務手続を徹底してまいります。</p>
	<p>児童家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分328件3,775,470円が未納となっていた。 金額が増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【健康福祉環境部】</p>	<p>未収金対策会議等において、対象ケースの家庭状況や滞納に関する問題点について担当者間で情報共有し、効果的な収納対策を検討するとともに、電話督促・文書催告・戸別訪問を行うなど計画的・組織的な対応を行い、納入の促進に努めてまいります。 なお、指摘のありました事項における平成24年11月30日までの納入額は、17件128,730円です。</p>
	<p>生活保護費返還金収入（生活保護法第63条）について、決算日現在、過年度調定分1件1,040,000円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【健康福祉環境部】</p>	<p>履行延期により継続的に返納を行っている者もいますが、今後とも家庭訪問、電話及び文書の送付により未納者に対して継続して指導を行います。 また、保護費支給時や年金支給日などの収入があった際に集中して返納指導を行うことや、未申告の収入が疑われるケースについては預金調査を随時実施することにより継続的な返納の確保と新たな債権の発生防止に取り組んでまいります。 本年度は上記の取組に加えて、債権の発生防止のため、保護継続中の世帯に対し収入申告義務について周知を徹底し、稼働年齢層のいる世帯からは毎月収入を申告させることを各担当者に指示しております。</p>
	<p>年末の仕事納めで業務の一環として大掃除を行った際、職員が誤って転落し死亡する事故が発生した。 職員の安全対策に十分な配慮がされていなかったことは問題があるので、転落の危険がある作業の必要性も含めて今後このような事故が発生しないよう安全管理を徹底されたい。</p> <p style="text-align: center;">【地域整備部】</p>	<p>職場の中にある危険の芽（リスク）の把握・予知・対処に努めてまいります。 また、取組みに当たっては、責任者の指示・監督の下で行うようにし、職員の安全管理の徹底を図ってまいります。</p>
	<p>県が管理する道路において、橋梁上部から雪塊が落下して走行中の車両が損傷するなど12件の事故が発生し、相手方に合計1,279,897円の損害賠償をしたものがあった。 施設の管理に万全を期されたい。</p> <p style="text-align: center;">【地域整備部】</p>	<p>道路パトロールを強化し、道路の危険予想箇所の早期発見及び情報収集に努めてまいります。 また、道路パトロール委託業者及び除雪委託業者等に入念な巡回・パトロールを指示し、管理瑕疵による事故が発生することがないように、道路施設の安全管理に努めてまいります。</p>

南魚沼地域振興局	<p>生活保護費返還金収入（生活保護法第63条）について、平成23年11月30日現在、過年度調定分2件1,305,000円が未納となっていた。</p> <p>件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【健康福祉環境部】</p>	<p>履行延期により継続的に返納を行っている者もいますが、今後とも家庭訪問、電話及び文書の送付により未納者に対して継続して指導を行います。</p> <p>また、保護費支給時や年金支給日などの収入があった際に集中して返納指導を行うことや、未申告の収入が疑われるケースについては預金調査を随時実施することにより継続的な返納の確保と新たな債権の発生防止に取り組んでまいります。</p> <p>本年度は上記の取組に加えて、債権の発生防止のため、保護継続中の世帯に対し収入申告義務について周知を徹底し、稼働年齢層のいる世帯からは毎月収入を申告させることを各担当者に指示しております。</p> <p>なお、指摘のありました事項における平成24年11月30日現在の納入額は、次のとおりです。</p> <p>(1)生活保護費返還金収入 1件 45,000円 (時効完成により不納欠損処理を行ったもの) 1件 1,260,000円</p> <p>(2)生活保護費徴収金収入 3件 210,835円</p>
	<p>生活保護費徴収金収入（生活保護法第78条）について、平成23年11月30日現在、過年度調定分3件3,580,835円が未納となっていた。</p> <p>件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【健康福祉環境部】</p>	
	<p>児童家庭費負担金収入について、平成23年11月30日現在、過年度調定分267件3,723,950円が未納となっていた。</p> <p>件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【健康福祉環境部】</p>	<p>未収金対策会議等において、対象ケースの家庭状況や滞納に関する問題点について担当者間で情報共有し、効果的な収納対策を検討するとともに、電話督促・文書催告・戸別訪問を行うなど計画的・組織的な対応を行い、納入の促進に努めてまいります。</p> <p>なお、指摘のありました事項における平成24年11月30日までの納入額は、10件88,500円です。</p>
	<p>ログハウスキットについて、物品管理簿に登載されていないとともに、重要物品現在高報告をしていなかった。</p> <p>物品会計規則に基づいた事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: center;">【農林振興部】</p>	<p>指摘後、速やかに物品管理簿への登載及び重要物品現在高報告を行うとともに、職員に対し、物品管理に関する事務手続の徹底を指示しました。</p> <p>今後は物品会計規則を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
	<p>県営耕地災害復旧事業委託（繰越）2件について、工期（履行期限）の延長をしたにもかかわらず、変更契約の締結及び支出負担行為の整理がなされていない。</p> <p>財務規則及び昭和55年3月8日付け農建第186号の通知に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: center;">【農林振興部】</p>	<p>指摘後、速やかに変更契約及び支出負担行為の処理を行うとともに、職員に対し、繰越事業に関する事務手続の徹底を指示しました。</p> <p>今後は財務規則等を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

	<p>県が管理する道路において、歩行者が国道の側溝付近をランニング中にグレーチング蓋が跳ね上がって左膝を骨折した事故が1件、道路左斜面から発生した雪崩が走行中の車両を損傷した事故が1件発生し、相手方に過年度における治療費の支出を含めて合計9,445,380円の損害賠償をしたものがあった。 施設の管理に万全を期されたい。</p> <p style="text-align: right;">【地域整備部】</p>	<p>道路パトロールによる危険箇所の早期発見及び情報収集により、事故の再発防止に努めてまいります。</p>
<p>柏崎地域振興局</p>	<p>平成22年度に完了した主要地方道松代高柳線緊急地方道（雪寒）工事の2件について、予算措置と適正な契約事務を怠ったため、平成22年度に支払うべき工事代金合わせて7,942,200円が未払となり、平成23年度予算で支出していた。 関係法令を遵守し、適正な事務処理を行うとともに、管理監督者をはじめ所属全体で再発防止に向けた職場環境づくりに努め、業務の適切な進行管理を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">【地域整備部】</p>	<p>所属で定める「設計積算監督業務の適正化施策」に基づいて、各課単位での取組状況確認（四半期毎）や、管理監督者による工事進捗状況の情報共有、定期的な課（係）内会議の開催など、所属全体で再発防止に向けた職場環境づくりを行い、業務の適切な進行管理の徹底に努めてまいります。</p>
<p>上越地域振興局</p>	<p>児童家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分533件3,323,190円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【健康福祉環境部】</p>	<p>未収金対策会議等において、対象ケースの家庭状況や滞納に関する問題点について担当者間で情報共有し、効果的な収納対策を検討するとともに、電話督促・文書催告・戸別訪問を行うなど計画的・組織的な対応を行い、納入の促進に努めてまいります。 なお、指摘のありました事項における平成24年11月30日までの納入額は、12件103,000円です。</p>
<p>佐渡地域振興局</p>	<p>生活保護費徴収金収入（生活保護法第78条）について、平成24年1月31日現在、過年度調定分81件2,350,000円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【健康福祉環境部】</p>	<p>履行延期により継続的に返納を行っている者もいますが、今後とも家庭訪問、電話及び文書の送付により未納者に対して継続して指導を行います。 また、保護費支給時や年金支給日などの収入があった際に集中して返納指導を行うことや、未申告の収入が疑われるケースについては預金調査を随時実施することにより継続的な返納の確保と新たな債権の発生防止に取り組んでまいります。 本年度は上記の取組に加えて、債権の発生防止のため、保護継続中の世帯に対し収入申告義務について周知を徹底し、稼働年齢層のいる世帯からは毎月収入を申告させることを各担当者に指示しております。</p>

	<p>職員が平成23年9月27日公用車を運転中、ダム管理用道路の落石を避けて川側を通行する際に路肩から転落して、公用車を廃棄処分としたものが1件あった。また、公務中における職員の交通事故が2件あり、相手方に損害賠償として1,652,906円支出したほか、公用車の修理費等として210,315円支出したものがあつた。 安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【地域整備部】</p>	<p>所属全体で安全運転励行運動に取り組み、職員の交通安全意識を高めるとともに、職員に対する交通安全教育を強化し、安全運転を徹底してまいります。</p>
	<p>執務室移転に伴う運搬業務請負契約について、入札保証金が不足していた入札書を無効とせず有効として取り扱ったため、本来落札者となるべき相手と契約していなかった。 財務規則に基づいた適正な入札執行を行われたい。</p> <p style="text-align: center;">【地域整備部】</p>	<p>入札事務のチェック体制の強化を図り、適正な入札執行に努めてまいります。</p>
<p>教育委員会</p>	<p>新潟県奨学金貸付金等収入について、決算日現在、過年度調定分1,173件53,102,001円が未納となつていた。 件数、金額とも増加しているのので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期回収に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【高等学校教育課】</p>	<p>催告等の結果、平成24年12月25日現在、139件6,760,720円の納入があり、未納額は1,034件46,341,281円となつています。 新潟県財務規則に基づく所定の督促とともに、奨学金管理システムを活用しながら本人及び連帯保証人等に対して文書及び電話による催告を強化し、今後とも未納額の早期回収に努めてまいります。</p>
	<p>物品の管理について、平成19年度から平成22年度にかけて購入したパソコン3点、ビデオカメラ1点の備品類及びパソコン周辺機材など16点の消耗品類の所在が不明であることが判明した。 不明物品の所在と原因の究明を進めるとともに、毎年度の備品類照合確認を確実にを行うなど、物品の管理を徹底し、再発防止に万全を期されたい。</p> <p style="text-align: center;">【荒川高等学校】</p>	<p>その後の調査の結果、教職員による私的流用が原因であることが判明したため、複数の職員による現物照合の徹底、施錠可能な場所での保管や異動の際の物品の引継など、物品管理について内部統制やけん制が働く体制としました。 今後このようなことが起きないように適正な事務処理に努めてまいります。 なお、現在、再発防止に向けて教育庁関係各課等による検討会を行っているところであり、当該検討結果を踏まえ、より一層の物品管理の徹底に努めてまいります。</p>
	<p>地下タンクの埋設配管部分から灯油が漏洩し、学校敷地の地中に流出したほか、一部が排水路に流入する事故があつた。 施設の管理に万全を期し、再発防止を徹底されたい。</p> <p style="text-align: center;">【阿賀野高等学校】</p>	<p>送油ポンプの運転状況がわかるように表示板を事務室に設置したり、老朽化した中継タンクの取り替えを行うなどの対策を講じました。 残量管理や屋内配管等の日常点検についても危機意識を持って実施するよう努めてまいります。</p>

<p>公安委員会</p>	<p>時間外勤務手当及び休日給について、勤務時間中に趣味に興じて欠勤していたにもかかわらず、当該欠勤時間を含む勤務実績を申告・承認させ、不正に受給したものが155,482円あった。業務管理の徹底を図るとともに、事務処理方法を見直す等、再発防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>	<p>時間外勤務管理票の様式を見直し事前命令の徹底を図ったほか、職員から、より具体的な業務や活動内容の報告を求める等の統制を強化しました。今後とも、業務管理を徹底し再発防止に努めてまいります。</p> <p>なお、指摘のありました事項の受給額は平成24年7月31日に全額返納済みです。</p>
	<p>公務中における職員の交通事故が17件あり、相手方に582,326円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費等として1,058,235円支出したものがあつた。県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>	<p>警察本部においては、公務中の交通事故を防止するため、県下警察署長会議等において交通事故防止の指示を行い、職員に対しては、朝礼等で公用車の適正管理と安全運転の励行、交通事故防止の注意喚起など指導教養を実施し、安全運転意識の醸成に努めました。</p>
	<p>職員が平成23年5月7日公用車を運転中、交差点において一時停止後に安全確認が不十分のまま発進したため左方から進行してきた車両に衝突し、相手方に575,448円の損害賠償をしたほか、公用車を1台廃棄処分することとしたものがあつた。また、このほかにも公務中における職員の交通事故が5件あり、相手方に1,146,767円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費として1,326,605円支出したものがあつた。県民の交通事故防止を担う警察として職員の安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【長岡警察署】</p>	<p>また、実車指導を取り入れた「交通事故再発防止特別研修」や運転技能指導官による「運転技能実技及び交通事故防止教養」の実施など、運転技術の向上を図っているところであり、引き続き職員の安全運転の徹底に努めてまいります。</p>